

伊地知季通と太政官正院歴史課のことども

山口 隼正

Ijichi Suemichi and the Dajōkan Seiin Rekishika

(Department of History, the Grand Council of State)

Takanasa YAMAGUCHI

伊地知(いじち)季安・季通父子は、江戸末〜明治期薩摩の歴史家で、いうまでもなく『薩藩旧記雑録』の編者である。『薩藩旧記雑録』(原名『旧記雑録』)は、季安が始め、季通が完成させた、薩摩藩(藩主島津氏)領域に関する史料(古文書など)を書

崎大学教育学部紀要 人文科学』六三号、二〇〇一年六月)を成したが、遡って明治初期の中央史局に関する諸史料を通覧、点検してみた。

写・編年集成立した極めて膨大な史料集であり、その父子自筆草稿本(三六二冊)は、現在、史料編纂所が所蔵するが(『島津家文書』のうち)、近年、平成九年(一九九七)六月に国の重要文化財に指定された。収録した時代範囲も広く(平安期〜明治期。長久二年〜明治二八年、一〇四〜一八九五)、全国的に見て編年史料集の先駆けだといえる。その全文は、右の島津家本を底本とし、『鹿児島県史料』として刊行された(完結、全一七冊)。

一 伊地知季通と太政官正院歴史課
史料編纂所所蔵の「歴史課中官員諸届綴」(貴重書、0170-24)を通覧していたところ、伊地知季通関係の史料が散見された。合わせて十一通だが、いずれも未刊、ここに収録順に、適宜読点を施し、その本文を紹介しよう。

一方、季安・季通父子について、彼らの業績を中心に伝記作成の試みがなされているが(注1)、父の季安(天明二〜慶応三、一七八二〜一八六七)よりも、かえって子息の季通(文政一〜明治三四、一八一八〜一九〇二)の方が履歴について不明な点が多い(注2)。父の季安は明治を待たず慶応三年に没しているが(翌年が明治元年)、とりわけ明治初頭の、季通の動向は一向に明らかでない。

先日、「田中義成日記と『大日本史料』創刊のことども」(『長

①
御用召、旧年十二月十九日鹿児島出立、路程三百七十七里、同廿九日着京、本月十三日拜命仕候二付、滞留日当御渡被成下度、此段奉願候、已上、
但旅費之儀ハ、鹿児島県庁ヨリ被相渡候、
十二等出仕
明治八年一月廿二日
伊地知季通 印
史官御中
(これは写しだが、この正文は季通自筆は国立公文書館所蔵

『公文録』にあり。後掲)

② 十二等出仕伊地知季通ヨリ別紙之通届書願出候二付、此廻中候也、

明治八年三月八日

歴史課

外史御中

(野紙、「太政官」用箋)

③ 去月廿二日ヨリ眼病相煩、引籠療養仕候得共、兎角同篇ニテ、此後尚一層療養相加度、尤時々歩行仕度候間、別紙医家相添、此段御届申上候也、

十二等出仕

明治八年三月八日

伊地知季通

歴史課長殿

(当時の歴史課長 長松幹)

④ 容体書

伊地知季通

右者、去月中旬ヨリ網膜炎ニテ視力衰耗、去月十九日ヨリ私引請治療罷在候処、病症柄今全癒ニ至ラス、尚一層之加養致サス候テハ、全治ニ至リ難ク被存候、依之診断如此に御座候也、

三等待医伊東方城 印

明治八年

三月

⑥

明治八年三月廿二日

歴史課長 幹 (朱印写)

外史御中

(野紙、「太政官」用箋)

私儀

先般出仕拜命難有相勤居候処、不図モ去月中旬ヨリ眼病煩付、療養仕候得共、未快治条、兼療養中、読書等視力一切用間敷、且急々全癒無覚束旨医師ヨリ申聞候に付、即今出勤之場合に至り兼御用之御差支にも相成、恐入候、旁退職之上養生仕度奉存候、依之情実御採用被下出仕被免度、此段奉願上候、以上、

十二等出仕

明治八年三月廿日

伊地知季通

史官

御中

⑦ 依願被免出仕、難有御請申上候、以上、

十二等出仕

明治八年三月廿四日

伊地知季通

式部寮

御中

⑧

元十二等出仕伊地知季通

本月廿二日依願出仕被免候処、別紙之通満二年勤続二付、御

定規之月給一月分下賜候様致度候也、

⑤ 十二等出仕伊地知季通ヨリ別紙之通願出候間、出仕被免度候也、

明治八年三月廿七日

歴史課長

⑪ 一 金貳拾五円

(注3)

外史

御中

(罫紙、「太政官」用箋)

⑨ 明治五年十一月十四日

一 鹿児島県十三等出仕拜命仕候、

同八年一月十三日

一 十二等出仕拜命仕候、

同年三月廿四日

一 依願被免出仕候、

右之通御座候也、

鹿児島県士族

明治八年三月廿五日

伊地知季通

歴史課

御中

⑩

私儀

今般依願出仕被免、難有奉存候、就而者急速帰県仕度候間、東海道筋鹿児島迄御定則之旅費下賜度、此段奉願候、以上、

元十二等出仕

明治八年三月廿七日

伊地知季通

史官

御中

一 同八拾九円三拾銭

但東京ヨリ鹿児島県迄帰県旅費

右正二拜受仕候也、

元十二等出仕

(印文「季通」)

明治八年四月一日

伊地知季通(黒印)

歴史課

御中

ご覧のように明治八年(一八七五)一月〜四月、僅か二ヶ月余りのもので、当時は太政官正院歴史課の時期(明治五年一〇月〜八年四月)、歴史課長は長松幹である。このうち「歴史課」や「歴史課長」が発したものの(②、⑤⑧)は、罫紙で「太政官」用箋である。要するに伊地知季通は、右の史料群によって、明治八年のはじめ僅か二ヶ月余りだが、中央史局たる太政官正院歴史課に勤務していたことがわかる。ここで初めて知りえた事実だといえよう。実は季通自身、以後、この点に触れたところがない。

先ず右の史料⑨(いわば季通の履歴書)や①②に記されるように、季通は、明治五年十一月以来「鹿児島県十三等出仕」だったが、「御用召」(中央官庁からの出頭命令)により鹿児島を離れ、同八年一月十三日「十二等出仕」となり、同年三月二十四日「依願」免となるまでの間、中央の太政官正院歴史課にあった。季通は、その間、早くも二月二十一日より「眼病」を煩ったため、「療養」に努めたい旨、「医案」を添えて歴史課長に届け出ている(③)。

この「医案」、即ち三等侍医伊東方城(注4)が書いた「容体書」(④)によれば、実は既に二月十九日より季通の「治療」を引き受けており、「網膜炎」による「視力衰耗」であった。ついに三月二十日、季通は、一向に「快治」せず、「読書」や「出勤」に支障が出て来たため、「養生」に専念したいと、歴史課(史官御中)あてに「退職」願を提出している(⑥)。歴史課長の長松幹は、二十二日、この旨を取り次いで上申している(「外史御中」、⑤)。早速、受理されたといえる(⑦)。ついで三月二十七日、歴史課長は「元十二等出仕伊地知季通」の退職金について申請しており(「外史御中」、その文中で「別紙之通満二年勤続二付、御定規之月給一月分下賜」されたいと記している(⑧)。「別紙」とは、先に触れた⑨を指そう。同じ三月二十七日のこと、季通自身は、「帰県」旅費(「東海道筋鹿児島迄御定則之旅費」)を歴史課(「史官御中」)に請求した(⑩)。そして季通は、四月一日付で、これら退職金と「帰県旅費」について受領書を成した(⑪)。退職金は極めて僅か(「二周年」分だが)、帰県旅費よりはるかに少ない。なお初めの「御用召」に伴う上京日数は十日かかっているが(明治七年「十二月十九日鹿児島出立」二十九日着京)、その旅費は鹿児島県庁が支払っている(⑬)。

右のうち①と⑭(即ち最初と最後)については、正文(季通自筆)がのこっている。①は国立公文書館所蔵「公文録」の中にあり(注5)、⑭はこれ自体が正文である。ともに、「薩藩 旧記雑録」(特に島津家本)などで頻出する季通独特の筆跡と同じだといえ、署名の下に黒印(印文「季通」、陽刻)が捺されている。これら正文からの写真(複写)を「図1」「図2」として後掲する。また

念のため、ここに①の正文(「公文録」所収、後掲「図1」)を翻刻、提示しよう。①(写し)とは用字に若干異同があると気付く。異同箇所*を付けてみた。

私儀依

御用召、旧年十二月十九日鹿児島出立、路程三百七十七里、
同二十九日着京、本月十三日拜命仕候二付、滞留日当御渡被
成下度、此段奉願候、以上、
但旅費之儀者、鹿児島県庁ヨリ被相渡候、

十二等出仕

明治八年一月廿二日

伊地知季通(印)

史官

御中

以上のように伊地知季通にとっては、折角の中央史局との直接的な縁ができたのに、「歴史課」勤務は、眼病Ⅱ網膜炎のため僅か二ヶ月余りで寂しく終わった。季通五十七歳ほどであった。

つい先日、史料編纂所は史料集刊行百周年記念に『東京大学史料編纂所史料集』を編集・発行し(二〇〇一年一月)、そこで「第三章 史料編纂所の教職員」を設け、明治二年(一八六九)設置の史料編輯国史校正局・国史編輯局以来、最近に至るまでの中央史局の教職員について詳細な「職員録」を作成、提示しているが、伊地知季通の名は見えない。

しかし以上のように「歴史課中官員諸届綴」に的確な史料が多く収録されている(①)⑭、なお①の正文は「公文録」に収録。また太政官編『太政官職員録明治八年一月十三日改』において、「正院」

項に「十二等出仕」として「伊地知季通」が見え、続いて『太政官職員録明治八年三月十五日改』において、「正院」項に「十二等出仕」として「伊地知季通鹿兒島県士族」が見える（史料編纂所架蔵『太政官職員録』二）。ここに季通は、当時、明らかに歴史課の職員だったといえる。季通の勤めた太政官正院歴史課は、国史編輯局のあと、明治五年十月に設置された史局である。

季通は「歴史課」中央史局にあること僅か二ヶ月余り（明治八年一月～三月）、鹿兒島に帰ったが、ここで彼の鹿兒島における動向を見よう。

先ず明治七年十月『掌中官員録』（西村組商会発行）において、鹿兒島県（権令大山綱良）の項に「十三等出仕 伊地知季通」と見える（寺岡寿一編集・発行『明治初期の官員録・職員録』二巻収録、四〇五ページ）。上京すなわち「太政官正院歴史課」入り直前のことで、先の史料⑨の記事に照応する。そして鹿兒島に帰った翌年のことだが、明治九年十二月改正の『鹿兒島県官員録』（No. 17、鹿兒島県立図書館所蔵）において、「十二等出仕」として「伊地知季通」らが見える。さらに明治六年～十年の『鹿兒島県官員録』（No. 18）には、五味克夫氏もお気付きのように（注6）、「少属」の一人として

「 租税課 五十六年四ヶ月

明治九年丙子一月三十一日補 伊地知季通

文政二年己卯九月生 「

が見える。

そして季通は、明治十三年～十七年には鹿兒島県の「御用掛准判任」であった（注7）。

山口：伊地知季通と太政官正院歴史課のことども

当時、とにかく季通は鹿兒島にあつて、県庁に勤めつつ、父季安（慶応三年Ⅱ一八六七没）のあとを受け『薩藩 旧記雑録』に精出している。そして季通は、明治十三年には、一旦それを浄写し、冒頭（前編巻一卷頭）に編纂の経緯を記した自序を付け、『薩藩旧記雑録』（全六八巻）として中央史局（当時は太政官修史館時代）に提出したが（国立公文書館内閣文庫現蔵、注8）、その後も父子自筆草稿本に対しては補入を続け、島津家本『旧記雑録』として完成させている（史料編纂所現蔵）。『旧記雑録』収録史料の最終年次は明治二十八年である（追録一八二巻）。

二 明治初頭、中央史局における鹿兒島出身者

以上、明治初頭、極めて僅かな期間ながら伊地知季通が太政官正院歴史課中央史局にあつた事実を新たに指摘できたが、この種の史料を通覧するうちに、他の鹿兒島出身者の記事も散見された。明治十年の「修史局」廃止ころまでについて、史料紹介しつつ、彼らの動向を見ておこう。

先ずこの時期の中央史局は、次のように変遷している（『東京大学百年史』部局史四、第十九編史料編纂所、五四三～五五二ページ）。

②史料編輯国史校正局（明治二年三月、一八六九）、国史編輯局（同年一〇月）

③太政官正院歴史課（同五年一〇月～八年四月）

④太政官正院修史局（同八年四月～一〇年一月）

（その間、八年九月に内務省地理寮の地誌課を合併）

⑤太政官修史館（同一〇年一月～一九年一月）

この明治初頭（明治十年以前）、伊地知季通以外の鹿兒島出身者で、中央史局の史料に見えるものとして伊地知季俊、重野安釋、西常直、江口親雄がいる。この事実について、重野は別として、他は郷里鹿兒島でも知られていない。

先ず伊地知季俊だが、「修史局職員諸届綴」（史料編纂所所蔵、貴重書0170-22）上に次のように見える。

十三等

鹿兒嶋県士族出仕

伊地知季俊

右十二等出仕

山口県士族

長 苺

右御用掛

但百三拾円之月給

権大講議

松浦長年

右御用掛

但十等之月給

右之通被仰付度候事

明治七年十月廿四日 歴史課長（罫紙、「太政官」用箋）

「鹿兒島県十三等出仕」の伊地知季俊を「十二等出仕」に任用した旨などを記した、歴史課長（当時、長松幹）による上申書である。これは、中央史局―鹿兒島出身者の関係を示す初見史料だといえよう。

季俊は、これ以前、確かに鹿兒島県にあって、明治六―十年『鹿

兒島県官員録』（前出）に「少属」として

「 上等 五十四年二ヶ月

明治五年壬申十一月二十四日拜 伊地知季俊

出納課 文政二年己卯二月生」

とある。

季俊は、このように中央史局側の史料に見える最初の鹿兒島出身者であり、しかもそこ（当時、歴史課）の職員として見なされている（『東京大学史料編纂所史史料集』三六三ページ）。しかし、季俊に関する史局側の史料は実はこれ上申書（明治七年一〇月）のみであり、他に一向に見かけない（注9）。季俊は、実際に歴史課―史局入り（勤務）したかどうか疑わしい（補注）。

季俊は、実は明治七年十月『掌中官員録』で鹿兒島県（権令大山綱良）の項に「十二等出仕 伊地知季俊」と見える（前出『明治初期の官員録・職員録』二卷四〇五ページ）。また翌明治八年九月および九年四月の『官員録』（西村組出版局発行）で鹿兒島県（令大山綱良）の項にも「十二等出仕 伊地知季俊」とある（『明治初期の官員録・職員録』二卷五二六ページ、三卷二二〇ページ）。さらに鹿兒島県立図書館所蔵の明治九年十二月改正『鹿兒島県官員録』（前出）において、「十二等出仕」として「伊地知季俊」「伊地知季通」らが見える。伊地知季俊・季通両人は、鹿兒島出身として最初に中央史局入りしたとしても、在職期間は余りに短かく、帰郷した。両人は、具体的関係は未詳だが、とにかく一族で（「季」は伊地知氏の通字）、偶然にも同年生まれ（文政二年。季俊が二月生まれ、季通は九月生まれ）であり、しかも同じような経歴である（前出、明治六年―十年『鹿兒島県官員録』）。

これまでみてきたように、大政官正院歴史課の書類において伊地知季俊（明治七年一〇月）・季通（同八年一月―三月）という二人の鹿児島出身者がいる。この時期は、やがて中央史局―史学界の中核となる者としては、明治七年七月にこの歴史課に田中義成が「写字生」（等外）として雇い入れられたばかりであり（注10）、重野安繹や久米邦武はまだ史局入りしていない。

さて次に重野安繹だが、「修史館官員履歴」（史料編纂所所蔵、貴重書 0170―20）に重野の履歴書が綴じ込まれている。

鹿児島県士族

重野安繹

（朱ワケ）

通称 **厚之丞**

明治八年十月

四拾八年

明治四年辛未十二月廿四日

一文部省八等出仕申付候事

同 五年壬申五月十七日

一任中議生

同 年同月同日

一編集局掛

明治五年壬申六月十五日

一叙正七位

同年九月十九日

一地方課

同年十月八日

山口：伊地知季通と太政官正院歴史課のことども

一任左院三等書記官

同年同月十二日

一地誌編輯御用掛兼勤被 仰付候事

同六年一月二十日

一任左院二等書記官

同年二月十五日

一叙従六位

同年九月廿四日

一編輯課長

同七年四月廿九日

一補六等出仕

同八年四月十四日

一修史局副長被 仰付候事

同年九月二十日

一任一等修撰

明治八年九月二十日

一修史局副長兼務被 仰付候事

同十年一月十八日

〔（朱書）二修史局被廢〕残務御用被 仰付候事

同年同月廿六日

一任一等編修官

この履歴書は、ちょうど明治十年一月で終わっているが、ご覧のように重野は、既に中央官庁である程度の経歴を経て来て、明治八年四月に「修史局副長」として史局入りしている。伊地知季通が歴史課をやめた翌月のことである。この時期（明治八年四月

一〇年一月)は、先述のように修史局の時期であり(◎)、この副総裁は伊地知正治(薩摩藩出身)であり(総裁は空席)、局長は長松幹(それまで歴史課長、長州藩出身)、次が副長(副局長)の重野であった(注11)。

〔歴史課中官員諸届綴〕(史料編纂所所蔵、前出)に、つぎのような重野の届け二通が収録されている。

賜暇中二付、為入湯、明二十六日出発、往反日数三十日間、豆州熱海へ罷越申候、此段御届仕候也、

明治八年七月廿五日

六等出仕重野安繹

修史局御中

賜暇中入湯罷越候処、昨廿一日帰京仕候、此段御届申上候也、

明治八年八月廿二日

六等出仕重野安繹

修史局御中

これらと同文が、国立公文書館所蔵『公文録』にも収録されている(注12)。

ここに重野は、明治八年の夏、一ヶ月間ほど熱海に湯治に行き、その旨を職場(修史局)に届けたのである。夏休暇の利用が、後述するような他の鹿兒島出身者とは違って、帰郷(鹿兒島)ではない。

さて「修史館員転免履歴」(史料編纂所所蔵、貴重書0170-21)をひもとくに、この時期(◎太政官正院修史局まで)の中央史局の職員として、二人の鹿兒島出身者が勤めていることに気付き、それぞれの履歴書が収録されている。西常直と江口親雄である。

史局入りは、ともに伊地知季通退職後のことである。西常直については、次の通りである。

鹿兒島県士族

西常直

当三十一年一ヶ月

旧通称

壮右衛門 (朱ワク)

明治五年壬申五月二日

十一等出仕申付候事

正院

明治六年七月十二日

皇城炎上之節、早速馳セ付ケ御用物取出シ方等尽力候段、

奇特之儀二付、為其賞、五十錢下賜候事

正院

明治十年一月十八日

「修史局被廢」(朱書)

先ず明治五年壬申五月二日に正院の「十一等出仕」になったとあるが、このことは早速、『官員全書』(明治五年、太政官編)一の「太政官正院」項に「十一等出仕 西常直 薩摩鹿兒島県人 明治壬申五月拜」と見え、照応している。

西は、このように随分早く、明治五年から中央官庁―正院(太政官)に勤務している(注13)。これは、重野が中央官界入り(明

治四年文部省)した翌年のことであり、先述した伊地知季俊・季通(明治七年・八年太政官正院歴史課)より早い時期である。因みに明治八年初頭の『太政官職員録』(同年一月十三日改、三月十五日改)においては、西常直は「十二等出仕」として(その筆頭)、伊地知季通は「十二等出仕」として見え、明らかに西が上位である(史料編纂所架蔵『太政官職員録』一)。

なお右の文中で「皇城炎上」とあるのは、明治六年五月五日、皇居(当時の呼称が「皇城」)に大火災がおこったことであり、このとき皇居内にあった太政官の庁舎も類焼した(注14)。

〔歴史課中官員諸届綴〕(前出)に、西の二通の届が収録されている。

私儀

賜暇中帰省仕度、就而者往復三十日之見込ヲ以テ明十一日発途仕候間、此段御届仕候也、

八年七月十日

西常直

修史局長殿

私儀

賜暇中帰省仕居候処、昨日帰京仕候間、此段御届仕候也、

八月八日

西常直

修史局長殿

明治八年の夏、一ヶ月間ほどの「帰省」届を修史局長あてに提出している。もちろん帰省先は鹿児島であろう。ここに、併せて「帰京」届も提出された。

江口親雄については、「修史館員転免履歴」に次のようにある。

鹿児島県平民

江口親雄

明治八年十月

三十六年

明治二年己巳三月

一 鹿児島県十一等絵師助申付候事

同五年壬申正月十二日

一 同県学校三等教授図画掛申付薩摩大隅測量絵図摸写賞金頂戴

同年二月廿四日

一 博覧会土品取調御用日向大隅薩摩巡回被申付候事

同年三月廿四日

一 東京府十四等出仕申付候事

同年十一月二日

(注15)

一 地誌課十三等出仕申付候事

同〔六〕年十一月廿九日

(注16)

一 補十二等出仕

同〔七〕年八月卅一日

(注17)

一 補地理寮十二等出仕

同八年七月廿三日

(注18)

一 補十一等出仕

同年九月廿七日

(注19)

一 補十一等出仕

同十年一月十八日

〔一修史局被廢〕(朱書)

ご覧のように江口は、先ず郷里で「鹿児島県十一等絵師助」(明

治二年)に始まり、上京して東京府(同五年)、ついで地誌課(太政官正院、同五年)、地理寮(内務省、同七年八月。地誌課は内務省地理寮の管轄下に)、修史局(太政官正院、同八年九月。地誌課を修史局に吸収)に勤務している(注20)。

ただ右の江口の履歴書は、明治五年以来「同年」の記事が多く、年次が錯綜している。また江口については、重野などとは違って改めて考察する機会もなからうから、ここで、当時の職員録類により聊か詳細に検討し(注15、注19)、年次に「校訂注」を付け、この履歴書を整備してみた。

国立公文書館所蔵『公文録』に、次のような江口の届けが収録されている(注21)。

私義

今般休暇下賜候二付、明十一日ヨリ為廟參薩摩国鹿児島表工罷越候間、此段御届申上候也、

十二等出仕

明治七年七月十日

江口親雄

史官御中

明治七年の夏季「休暇」に際して、郷里鹿児島に墓参かたがた帰省する旨の届けである。

『東京大学史料編纂所史料集』所収の「職員録」によると、修史局時代の明治八年、九年の職員として西・江口兩人が十一等出仕として見える。特に九年の項では、次のようである(三六五ページ)。

「十一等出仕」江口親雄(地誌掛(製図)、西常直(図書掛))。当時、修史局において「十一等出仕」は彼ら兩人のみである(注22)。

そして兩人の履歴書(前出)の最後には

「明治十年一月十八日

一修史局被廢

とあり、この修史局廃止の時点(明治一〇年一月)をもって、実際、彼らの存在は中央史局から見えなくなる。修史局の廃止は、地租軽減実施(同一〇年一月)に伴う財政緊縮によるもので(行革)、この際、長松幹・重野安釋等十余名に残務取扱御用を命じて、他の四十名近くの局員を解雇した。

もしこの時点に伊地知季通が在職していたら、おそらく同様に処分されたであろう。また季通がずっと中央史局に勤続していたら、当時の史局の雰囲気からして、季通の境遇(職場での地位など)からして、「薩藩」旧記雑録のような一地域(しかも郷里)に関する膨大な史料集などは成し遂げられなかったであろう。

この明治十年は、何しろ西南戦争の年で、特に鹿児島出身者にとっては一大転機でもあった。

以上、明治の初頭に中央史局側に見える鹿児島出身者の存在を、それぞれ未刊史料を紹介しつつ、ここに新たに指摘できた。伊地知季俊、伊地知季通、西常直、江口親雄のことである。

なお江口親雄は、その後、郷里鹿児島で絵師(号暁帆)として活躍している。江口(一八三九―一九二二)は、もともと薩摩藩最後の御用絵師佐多椿斎(一八一七―九一、狩野派の流れ)の弟子で、帰郷して現在の鹿児島市西田町に住み、長寿を保ち(大正一〇年没、八二歳)、作品として「唐子遊戯之図」(明治一九年制作、指宿白水館蔵)や「桜島、天保山、磯山」三幅対(明治三三年制作、鹿児島市立美術館蔵)などを残す(注23)。

一方、重野安繹(文政一〇)明治四三、一八二七—一九一〇)は、履歴書(前出)の末尾部分に見えるように、明治十年一月、修史局は廃止されるが、「残務御用」を命ぜられ、間もなく修史館設置にともない「一等編修官」に任ぜられている。その後、いよいよ中央史局(修史—史料編纂面、注24)と史学界(文科大学教授、東京大学国史科創設、初代史学会会長、学士院会員)の中心的存在となり、長寿を保ち、周知のように明治期最大の指導的歴史家であった。伝記など、重野に関する研究も多い(注25)。ただ現在の鹿児島では、重野についてさほど関心はもたれていないようである(注26)。

注

(1) 伊地知季安については、伊地知季通編『伊地知季安伝』

(一八六七年、鹿児島県立図書館架蔵)、渡辺盛衛『伊地知季安先生事蹟』(一九三四年、薩藩史料研究会)がある。

(2) 五味克夫「伊地知季安・季通と薩藩旧記雑録」(鹿児島県史料『旧記雑録』追録一解題、昭和四六年)など。

(3) この位置に○印(朱色)あり。印文は「佳平」である。当時、太政官正院歴史課に「御用掛」として「八木佳平」が見える(『東京大学史料編纂所史料集』—第三章 史料編纂所の教職員—三六三—ページ)。書類への受付印だといえよう。

(4) 当時の宮内省編『宮内省職員録』(明治八年二月五日改、同年三月五日改)に、「三等侍医 正六位 伊東方成東京府士族」とある(史料編纂所架蔵)。

(5) 『公文録』明治八年一月官員伺(請求番号2A—9—公1673)

所収の十九「十二等出仕伊地知季通滞在日当御渡願」(『公文録目録』第三、三三五—ページ参照)。

(6) 前出、注(2)参照。なお季通について、この『鹿児島県官員録』(No.18)では「文政己卯二年九月生」とあるが、興国寺墓地(鹿児島市冷水町)の季通墓には「文政元年九月廿二日生」「明治三十四年三月十九日死」とある。興国寺墓地には伊地知季安・季通父子の墓がある。

(7) 明治十三年十月『改正官員録』、十四年七月『改正官員録』、十五年五月『改正官員録』、十六年十二月『改正官員録』、十七年五月『改正官員録』(いずれも彦根正三編集、博公書院発行)。以上を復刻した『明治初期の官員録・職員録』四卷一九五・三七九・五八〇—ページ、同五卷二〇九・四一九—ページ参照。

(8) 『薩藩旧記雑録』(国立公文書館所蔵、内閣文庫152—123)前編卷一の冒頭、季通自序に次のようにある。

国史ヲ編輯スルニ考拠トスヘキ者ハ古実録ナリ、余カ亡父季安性古ヲ好ミ、薩隅日旧古ノ記録文書ヲ探討スルコト数十年、余モ亦之ヲ集メテ以テ大成スルノ志アリト雖、固ヨリ至愚ニシテ編纂ノ道ヲ知ラス、普ク探リ広ク求メ纂輯スルニ若干冊トナル、旧記雑録ト名ク、前後両編ニ分チ物計六十八巻トス、長久二年^{星霜八百}ヲ以テ始トス、元和元年^{六十餘年}ヲ以テ終トス、(中略)曩ニ偶横川三等属ヲ訪ヒ該書ノ存在セシ話ニ及ヘリ、乃需ニ応シ五六巻ヲ遺ス、日ナラスシテ同氏東京ニ齋シ往テ、巖谷編修官ノ展覧ニ供セラル、是ニ於テ該館監事三浦安、書ヲ本県渡辺大書記官ニ

寄セ、該書ヲ謄写シテ以通送スヘキノ倚頼アリ、即旨ヲ余

ニ伝ヘラル、(下略)

明治十三年十月

伊地知季通記

(若干注釈を施しておこう)

イ.『改訂内閣文庫国書分類目録』上(五三一ページ)において「薩

藩旧記雑録」項では、「(長久二至元和元年) 前編三六巻後編

三二巻 伊地知季通編」などである。

ロ. 横川三等属。鹿児島県三等属横川源造。(後出、へ参照)

ハ. 東京。鹿児島県立図書館本『薩藩旧記雑録』(架番号 K23—

カニ)の序では「京」とある。序の原文を対照するに、この

ように、内閣文庫本と県立図書館本とは字句が若干異なる箇所があると気付く。

ニ. 巖谷編修官。巖谷修一等編修官。当時の『太政官職員録』(明

治十三年四月廿日改、同十四年一月廿一日改。太政官編)に

よれば、「修史館」(総裁三条実美)の項に、「一等編修官」

として「重野安繹鹿児島士族」「巖谷修滋賀県士族」などが見え、

「監事」として「三浦安和歌山県士族」が見える。(史料編纂所

架蔵『太政官職員録』五)。なお巖谷は、日下部鳴鶴とともに、

書家としても著名である(号一六)。

ホ. 該館監事三浦安。修史館監事三浦安。(前出、ニ参照)

ヘ. 本県渡辺大書記官。鹿児島県大書記官渡辺千秋。渡辺は、西

南戦争勃発直後、岩村通俊の鹿児島県令赴任に同行して、明

治十年四月に当県大書記官となる。明治十二年二月『明治官

員録』によれば、鹿児島県(令岩村通俊)の項に、「大書記官」

として「ナガノ 従六位 渡辺千秋」が見え、「三等属」として「シガ 横川源造」等が見える。(『明治初期の官員録・職員

録』三巻、五七四ページ)。渡辺は、この翌年、明治十三年

七月、実は岩村の後に本県の県令になっている。従って伊地

知季通のこの自序(明治十三年十月)は、渡辺県令の時期の

ものだといえる。なお渡辺は、鹿児島県において県令(明治

一三年七月—一九年七月)、県知事(同一九年七月—二十三年

九月)などときわめて長期間にわたって県政にあたり(あわ

せて十三年六ヵ月、『鹿児島県史 別巻』所収「鹿児島県長

官表」参照)、その後、北海道庁長官や京都府知事などを歴任、

宮内大臣になった(明治四三年)。

さてこの序文において、(中略)部分を境に前段では、伊

地知季通が父季安の下で記録文書を纂輯し、「旧記雑録」

と名付け、それが前後両編で総計六十八巻になったと記して

いる。後段では、季通がそれを持参して鹿児島県の三等属横

川源造を訪れたところ、早速、横川は上京し修史館の一等編

修官巖谷修に提示する機会を得て、ついで「該館」||「修史館の

監事三浦安から本県」||鹿児島県の大書記官渡辺千秋に対し

て書類が寄せられ、「該書」||「旧記雑録」を通送、提出する

よう依頼があった。以上が、明治十三年十月、季通の序文の

趣旨で、ここに「旧記雑録」が中央史局たる太政官修史館に

提出され、現在、国立公文書館内閣文庫本となっている。

なお従来はこの提出(献上)先を「修史局」とか「内閣修

史局」としているが(朝倉書店『国史文献解説』、前出注2

論稿、吉川弘文館『国史大辞典』6所収「薩藩旧記雑録」項

など)、当時の史局は正確には「修史館」(太政官修史館、明治一〇年一月〜一九年一月)である。

また巖谷修(一等編修官)や三浦安(監事)は、修史館(総裁伊地知正治、編修副長官重野安釋)の幹部だが、彼らが史局入りしたのは季通(「歴史課」時代)退職後、この「修史館」になってからのことであり、もともと季通と面識はなかったであろう。

- (9) なお当時(明治七年〜八年)、東京府(知事大久保一翁)に「十四等出仕 カゴシマ伊地知季俊」が見える(明治七年十月『掌中官員録』、明治八年九月『官員録』。『明治七期の官員録・職員録』二卷三三八ページ、四九〇ページ)。同じ鹿児島出身で、同姓同名だが、別人だろう。お互い面識はあったかもしれない。

- (10) 『公文録』明治七年七月各課局(請求番号2A-9-1021)所収の(歴史課)十一「田中義成外一名写生字雇入申立」(『公文録目録』第三、七ページ)。

- (11) 但し伊地知正治(文政一〜明治一九、一八二八〜八六)は、鹿児島出身で、当時、中央史局のトップ(太政官正院修史局副総裁〜太政官修史館総裁)だが、彼の立場はあくまで「官僚なので(史料編纂などの実務ではない。歴史家でもない)、ここでは考証しない。なお野村綱吉『伊地知正治先生小伝』(一九三六年)がある。

- (12) 『公文録』明治八年七月官員(請求番号2A-9-1678)所収の八十七「重野六等出仕熱海入浴届」、明治八年八月官員(請求番号2A-9-1679)所収の百四「重野六

等出仕同上(帰京届)」「(『公文録目録』第三、三四〇ページ、三四二ページ)。但し宛先は、『公文録』では「史官御中」と表記されている。

- (13) 明治六年一月『袖珍官員録』(須原屋・和泉屋版)において「太政官正院」項に「十一等出仕 西常直」が見え、明治七年十月『掌中官員録』(西村組商会発行)や同八年九月『官員録』(西村組出版局発行)において「正院」項に「十一等出仕 カゴシマ西常直」が見える(『明治初期の官員録・職員録』二卷二二八ページ、二九二ページ、四二二ページ)。

また詳細を見ると、当時の『太政官職員録』において、「正院」項(明治八年一月十三日改〜同年八月十日改)に、続いて「正院」改「修史局」項(明治八年十月七日改〜同九年十二月八日改)に、「十一等出仕」として「西常直鹿児島士族」が見える(史料編纂所架蔵『太政官職員録』二二二)。

- (14) 明治元年(一八六八)十月、江戸城を「東京城」と改称し、翌年三月、東京城を「皇城」と改称した。ところが六年五月五日早朝、紅葉山下の女官房室から火が出て、常御殿以下諸殿舎をことごとく焼失し、天皇・皇后は赤坂離宮に移ってこれを仮皇居とした(以後十五年余り)。この火災の際、太政官正院や宮内省の局課にあった紅葉山文庫本もかなり焼失した。吉川弘文館『国史大辞典』4の「宮城」項(橋本義彦執筆)、福井保『紅葉山文庫』(郷学舎、一九八〇年)一三三ページ参照。

- (15) この「同年」は、その通り明治五年のことだろう。即ち明治五年十一月二日に「地誌課十三等出仕」になったとい

える。翌年、明治六年十月十日『正院分課一覽』（太政官編、史料編纂所架蔵）において、「地誌課」項に「十三等出仕江口親雄」が見える。

(16) ここに「同年」とあるが、「同六年」が正確だろう。即ち明治六年十一月二十九日に「十二等出仕」に補されたといえる。実際、『太政官職員録』の明治六年九月廿日改のものでは「十三等出仕 江口親雄」と見えるが、同年十二月五日改のものでは「十二等出仕 江口親雄」と記されている（史料編纂所架蔵『太政官職員録』一）。

(17) この「同年」は、「同七年」が正確だろう。即ち明治七年八月三十一日に「地理寮十二等出仕」に補されたといえる。当時、地理寮は内務省の管轄である。実際、『太政官職員録』において、明治七年八月二十日改のものでは「正院」項に「十二等出仕 江口親雄」が見えるが、同年十一月五日改のものには江口の名は見えない。そして同じ十一月五日改の内務省編『内務省職員録』において、「地理寮」項に「十二等出仕 江口親雄」と見える（史料編纂所架蔵）。

(18) ここに同八年七月二十三日に「補十一等出仕」とあるが、当時、地理寮にあつて「十一等出仕」に補されたことを意味しよう。明治八年九月改正の『官員録』で、「内務省地理寮」項に「十一等出仕 カゴシマ江口親雄」が見える（『明治初期の官員録・職員録』二巻四二二ページ）。

(19) ここに前項と同じく「補十一等出仕」とあるが、前項は江口が「地理寮」（内務省管轄）地誌課在勤時代にこれに補されたことを指し、ここでは地誌課→江口が修史局（太政

官正院管轄）に吸収されたことに伴い改めて「補十二等出仕」と記したと解される。即ち明治八年十月七日改の『太政官職員録』において、「修史局」項に「十一等出仕 西常直鹿兒島県士族 江口親雄同県平民」と見えている。

(20) 明治六年二月『袖珍官員録』（前出）において「太政官正院」項に「十三等出仕 江口親雄」が見え、同七年十月『掌中官員録』（前出）で「内務省地理寮」項に「十二等出仕 カゴシマ江口親雄」が見え、八年九月『官員録』で「内務省地理寮」項に「十一等出仕 カゴシマ江口親雄」が見える（『明治初期の官員録・職員録』二巻二二九ページ、三〇三ページ、四二二ページ）。

(21) 『公文録』明治七年七月官員伺（請求番号2A-9-1公1300）所収の二十七「十二等出仕江口親雄賜暇中薩摩国へ墓参届」（『公文録目録』第三、一四六ページ）。

(22) 因みに明治九年四月『官員録』（西村組出版局発行）において、「正院修史局」項に「十一等出仕 カゴシマ西常直 カゴシマ江口親雄」と見え、かれら兩人である。（『明治初期の官員録・職員録』三巻一四四ページ）

(23) 『かごしま美の先人たち 薩摩画壇四百年の流れ』（鹿児島市立美術館特別展図録、平成八年）、永田雄次郎・山西健夫『薩摩の絵師たち』（春苑堂出版、平成一〇年）二一九～二二二ページ、山下廣幸『薩摩の書画人データベース』（『黎明館調査研究報告』一五集、二〇〇二年二月）。

(24) 念のため中央史局（太政官修史館以降）における重野の立場（職名）を列挙すれば、次の通り。

○ 太政官修史館（明治一〇年一月～一九年一月。総裁伊地知正治、三条実美）― 等編修官（同一〇年一月）、編修副官（一四年一二月）

○ 内閣臨時修史局（同一九年一月～二二年一〇月）― 編修長
○ 帝国大学臨時編年史編纂掛（同一二年一〇月～二四年三月）
― 編纂委員長

○ 帝国大学文科大学史誌編纂掛（同一四年三月～二六年四月）
― 編纂委員長

(25) 早く戦前に、薩藩史研究会編『重野博士史学論文集』三冊（上・中・下巻）が刊行されたが（雄山閣、一九三八～三九年）、先年、これを復刻修訂し、同時に補巻（特に重野安繹研究資料編）一冊を追加、合計四冊となる（名著普及会、一九八九年）。いずれもプロモーター（主編）は大久保利謙氏であった。

(26) 鹿児島市では、近代諸方面で活躍した当地出身者について、誕生地などを確定し顕彰している。例えば『鹿児島市内の史跡めぐり』（鹿児島市教育委員会、昭和五九年）によると、明治洋画界のリーダー黒田清輝や藤島武二の誕生地については項目が有る確な解説が施されているが（『黒田清輝誕生地』― 東千石町、「藤島武二誕生地」― 池之上町）、重野安繹（号成斎）については全く触れたところがない。重野の誕生地については、おそらく門弟の西村時彦（号天囚。種子島出身）の「成斎先生行状資料」（史学雑誌二二編五号、明治四四年五月。のち『重野博士史学論文集』上に収録）に「文政十年十月六日を以て、先生を薩摩国鹿児島郡阪本

村上町に生めり」と記されて以来のことだが、鹿児島市坂元町だとみられている。ただ重野が没した翌日、即ち『鹿児島新聞』明治四十三年十二月七日付の記事「重野博士逸事（上）」に「博士は重野太兵衛氏の長男で、母堂をマツ子と云ひ、文政十年十月六日、鹿児島城下の小坂町に産声を揚げた人である」とあり、注目できる。現在、「小坂町」はないが、「小坂通」なるバス停がある。私見では、重野の誕生地はその付近、柳町（鹿児島市上町地区）あたりだと推定しよう。

(補注) 前掲の歴史課長の上申書には、伊地知季俊ほか、長茨と松浦長年が見えるが、実はこの両人の履歴書が、「修史館員転免履歴」に収録され（伊地知季俊の分は収録されない）、上申書の記事に照応している。即ち長茨（山口県士族）の履歴書には「同（明治七）年十一月五日 歴史課御用掛被仰付候事 但月俸百三十円」と見え、松浦長年（東京府平民）のものには「同（明治）七甲戌二月三日 一被補権大講義候事、同十月廿五日 一歴史課御用掛被申付候事」などと見える。また「歴史課中官員諸届綴」などにも、当時の両人の書類が散見される。ここに長・松浦の両人は実際に歴史課入り（勤務）したが、伊地知季俊はそうではなかったと思える。

十九

私儀依

御用石四年十二月十九日鹿兒島出立路程三百
七十里同二十九日着京本月十三日拝命仕候
滞留日當御渡被成下度此段奉願候以上

但旅費之儀者鹿兒島縣廳より被相渡候

十二等出仕

明治八年一月廿二日

伊地知季通

史官

御中

[图1] 「十二等出仕伊地知季通滞在日常御渡願」
(国立公文書館『公文録』 明治八年一月官員伺 所収)

一金貳拾五圓

但二圓漢字一枚下角

一同ハ拾九圓三拾錢

但東京市鹿島縣追分縣議賞

右正拜受仕候也

明治二年四月一日

元正尋公任

甲地知季通

歴史課

印中



〔図2〕伊地知季通受領書
(史料編纂所『歴史課中官員諸届綴』所収)